

令和 7 年度（2025 年度）

公 文 書 の 公 開 状 況
個人情報保護制度の運用状況

令和 8 年 6 月

練馬区総務部情報公開課

○ 公文書の公開状況

練馬区情報公開条例における令和7年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は4, 881件、請求者は426人だった。

請求内容では、「教育」に関するものが多く、全体の約56.2%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

公文書の内容	件数（件）
教育	2, 742
都市整備・建築・土木	833
区政一般	716
児童福祉	300
環境・清掃	94
入札・契約など	83
社会福祉	76
保健・衛生・医療	31
議会	6
合 計	4, 881

表2 公開請求者の内訳

区分	請求者数（人）	件数（件）
区民	160	3, 335
区民以外	64	385
区内の法人・団体など	112	681
区外の法人・団体など	90	480
合 計	426	4, 881

表3 請求方法

請求方法	請求者数（人）
インターネット	3 1 0
窓口	8 4
ファクシミリ	2 4
郵送	8
合 計	4 2 6

表4 公開請求の目的別件数

請求目的	件数（件）
区政の監視、区民参加	1, 3 7 4
営業活動	1, 3 2 7
私的利害の調整	1 4 2
学問的な調査・研究	1 1 9
請求目的の記載なし	1, 9 1 9
合 計	4, 8 8 1

※ 請求目的の記載は任意で、必須ではない。

2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数（「不存在」と「存否応答拒否」と「取下げ」を除く。）に占める「全部公開」と「部分公開」による公開の割合は約99.9%だった。また、公文書公開に関する審査請求は0件だった。

表5 公開請求処理状況

処理状況	件数（件）
全部公開	1, 8 1 5
部分公開	1, 6 8 1
非公開	2
不存在	3 8 6
存否応答拒否	7
取下げ	9 9 0
合 計	4, 8 8 1

表6 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由	件数（件）
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	1, 307
法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの	432
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	10
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	3
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	212
法令等の規定によって公開できないもの	0
他の制度との調整が必要なもの	4

※ 同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表7 公開諾否の決定に要した期間

公開諾否の決定期間	件数（件）
1週間以内	3
8日から15日まで	717
16日から30日まで ※1	1, 688
31日以上 ※2	1, 483
取り下げられたもの	990
合 計	4, 881

※1 条例第12条第2項を適用し、決定期間を延長したもの。

※2 条例第13条第1項を適用し、決定期間を延長したもの。（ただし、件数は7年度中に公開諾否を決定したもの。）

○ 個人情報保護制度の運用状況

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）における令和7年度の個人情報保護制度の運用状況は、つぎのとおりである。

1 開示等請求の処理状況

請求者数は82人で、請求件数は148件だった。

表1 開示等請求状況

区 分	請求者数（人）	件数（件）
区民	58	103
区民以外	24	45
合 計	82	148

表2 開示等請求処理状況

開示等請求処理状況	件数（件）
開示請求	147
全部開示	74
部分開示	55
不開示	0
不存在	11
存否応答拒否	1
取下げ	6
訂正請求	1
応じる	0
応じられない	1
合 計	148

※ 開示請求および訂正請求に関する審査請求が、各1件あり。

表3 諾否の決定に要した期間

諾否の決定期間	件数（件）
1週間以内	10
8日から15日まで	130
16日から30日まで ※1	2
31日以上 ※2	0
取り下げられたもの	6
合 計	148

※1 施行条例第4条第2項を適用し、決定期間を延長したもの。

※2 施行条例第5条を適用し、決定期間を延長したもの。

2 個人情報ファイル等の保有状況

実施機関は、個人情報を保有しようとするときは、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録範囲等を登録している。

令和8年3月現在の個人情報ファイルの保有数は、2,173ファイルである。

また、実施機関は、保有する個人情報ファイルに記録されている本人の数が1,000人を超えている場合は、個人情報保護法第75条の規定に基づき、法令で定める事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

令和8年3月末現在の個人情報ファイル簿の数は303件である。

3 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況

令和8年3月末現在の個人情報を取り扱う委託の件数は531件、委託事業者が取り扱う個人情報ファイルの数は、779ファイルである。

4 個人情報ファイルの記録情報の目的外利用および目的外提供の状況

個人情報は、利用目的の範囲内で利用するのが原則である。ただし、本人が同意している場合や法令で認められている場合、当該個人情報を利用することについて相当の理由がある場合などに限り、区の実施機関内部で他の目的に利用したり（目的外利用）、当該実施機関以外のものに提供したり（目的外提供）することができる。

令和7年度に本人の同意があるとき、または本人に提供するとき以外の理由で行った個人情報ファイルの目的外利用の回数は20,595回、区内部の他実施機関への目的外提供の回数は19,055回、区以外への目的外提供の回数は38,348回である。

5 特定個人情報保護評価における第三者点検の実施状況

第三者点検の実施のために設置した「特定個人情報保護評価等実施委員会」による点検を下記のとおり実施した。

表4 第三者点検の実施状況

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
個人住民税の賦課および徴収に関する事務	税務課	令和7年9月4日
住民基本台帳に関する事務	戸籍住民課 区民事務所担当課	令和7年12月22日

6 個人情報に係る事務処理ミス

令和7年度に発生した個人情報に係る事務処理ミスは、つぎのとおりである。

表5 個人情報に係る事務処理ミス

	種 別	内 容	原 因	所 管
1	誤交付 (4)	【7年4月】 通知表の表裏でそれぞれ別人の情報を印刷し、裏面の情報の児童に誤交付（1名分）	交付文書のダブルチェックが不十分であったため	教育指導課
2		【7年5月】 別人の戸籍全部事項証明書を交付（1名分）	同上	戸籍住民課
3		【7年9月】 別人の戸籍の附票を誤交付（1名分）	送付文書のダブルチェックが不十分であったため	戸籍住民課
4		【7年10月】 （委託事業者等）一時預かり保育の登録申込用紙と一緒に個人情報を含む書類を誤交付（10名分）	文書の管理体制が不十分であったため	保育計画調整課
5	誤送付 (2)	【7年4月】 医療費支給認定申請書控えを、同一世帯の別人のものと同封して送付（1名分）	個人情報の取扱いに関する認識が不十分であったため	関保健相談所

	種 別	内 容	原 因	所 管
6		【7年7月】 別人の滞納金額明細書を送付（1名分）	送付文書のダブルチェックが不十分であったため	収納課
7	誤送信 （1）	【8年1月】 メールアドレスの誤登録により、別人の宛名でメールを誤送信（1名分）	登録作業時のダブルチェックが不十分であったため	スポーツ振興課
8	紛失 （6）	【7年4月】 生涯学習団体の更新手続きにおいて届出書類を紛失（10名分）	文書の管理体制が不十分であったため	スポーツ振興課
9		【7年5月】 児童の個別指導計画データを個人所有のSDカードに保存して持ち帰り、紛失（7名分）	個人情報の取扱いに関する認識が不十分であったため	教育指導課
10		【7年5月】 出張申告で受け付けた住民税申告書類を紛失（2名分）	文書の管理体制が不十分であったため	税務課
11		【8年1月】 書庫に保管している卒園児等の児童票を紛失（31名分）	同上	保育課
12		【7年12月】 （委託事業者等）健康診査実施医療機関にて受診者の受診券を紛失（1名分）	同上	健康推進課
13		【8年1月】 区民から回収した特別永住者証明書を紛失（1名分）	同上	戸籍住民課 区民事務所 担当課
14	その他 （7）	【7年4月】 （委託事業者等）区民交通傷害保険の引受会社のサーバが不正アクセスを受け、保険加入者の個人情報が漏えいしたおそれ	不正アクセスがあったため	交通安全課
15		【7年7月】 国外在住者の住民票を、別世帯の親族の住民票に誤登録（1名分）	戸籍登録作業時のダブルチェックが不十分であったため	戸籍住民課

	種 別	内 容	原 因	所 管
16		【7年6月】 別人の給与を差押えたことにより、別人に滞納者情報が漏えい（1名分）	差押えにかかる調査が不十分であったため	収納課
17		【7年8月】 （委託事業者等）納付案内の手紙を別人宅へ誤投函（1名分）	投函時の確認が不十分であったため	収納課
18		【7年7月】 保護者に地域住民の個人情報を漏えい（1名分）	個人情報の取扱いに関する認識が不十分であったため	教育指導課
19		【8年2月】 Google フォームの設定を誤ったことにより、イベント参加申込者の個人情報が漏えい（最大217名分）	設定内容および動作確認のダブルチェックが不十分であったため	人材育成課
20		【8年2月】 リサイクルセンター移転に関する手紙を別人宅へ誤投函（2名分）	地図作成時のダブルチェックが不十分であったため	清掃リサイクル課

令和 7 年度 個人情報利活用の状況について

令和 8 年 6 月
総務部情報公開課

■ 区における個人情報の利活用の取扱い

- 個人情報の保護に関する法律が令和 5 年 4 月より地方自治体にも直接適用
- 法では、「練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会」への報告や意見聴取の要件化は不可とされ、個人情報の利用等にあたり事案ごとに利用および提供の制限規定（例外規定）に該当するか否かを判断
- 令和 5 年 4 月以降、新たに利用目的以外の目的のための利用および提供等を行う場合は、「練馬区個人情報保護運営委員会」で法の規定への適合性を審議のうえ行政機関の長等が決定



- ・ 事務処理の停滞防止等の観点から、「個人情報利活用ガイドライン」に該当する事例については運営委員会での審議を省略
- ・ 適切な制度運用を図るため、運営委員会での審議の要否およびガイドラインへの該当判断については、情報公開課への事前協議を義務付け

■ 情報公開課への協議実績（令和 7 年度）

- ① 協議件数
20 件 ※ 全件がガイドラインに該当
- ② 新たに目的外利用および目的外提供等を行った保有個人情報ファイル数
21 ファイル
【内訳】 目的外利用 4 ファイル
目的外提供 3 ファイル
業務委託 14 ファイル
- ③ 目的外利用および目的外提供等の状況（令和 7 年度新規事案）
詳細は別紙のとおり

○ 目的外利用および目的外提供

ファイル利用等 部課名	利用業務・目的	区 分	個人情報ファイル名		ファイル保有 部課名
福祉部生活福祉課	【ひとり親家庭向け学習塾代等助成事業】 ひとり親家庭の子どもの学習機会の体験格差を解消するため、学習塾等の習い事に係る費用を助成する事業の対象世帯を抽出する。	目的外利用	1	生活保護事務(法外援護事務を含む。)ファイル	福祉部生活福祉課
		目的外提供	2	児童扶養手当ファイル	こども家庭部子育て支援課
総務部総務課	【新年賀詞交換会案内状作成事務】 新年賀詞交換会の案内状を送付するため、各課が保有している案内対象者の宛先情報の提供を受ける。	目的外利用	3	新年賀詞交換会案内者名簿ファイル	各部
		目的外提供	4	新年賀詞交換会案内者名簿ファイル	
危機管理室防災推進課	【感震ブレーカー購入費補助事業】 感震ブレーカー購入費用補助金事業の利用を促進するため、防災まちづくり課が行っている耐震診断相談を受けた方のうち木造住宅に居住している方の宛先情報を利用し、事業のご案内を送付する。	目的外利用	5	耐震診断相談に関する業務ファイル	都市整備部防災まちづくり課
東京都保健医療局 都立病院支援部法人調整課	【介護サービス(施設サービス)の利用状況の情報提供依頼】 都立墨田病院における取り違え事案について、生みの親を特定する調査の実施を求める裁判の判決に基づく調査照会に対する情報提供。	目的外提供	6	介護保険に関する業務ファイル	高齢施策担当部介護保険課
福祉部生活福祉課	【就職氷河期世代の実態把握のためのアンケート調査業務】 区内の就職氷河期世代へのアンケート調査を実施するにあたり、賦課情報ファイルにより対象者(住民税非課税者)を抽出する。	目的外利用	7	賦課情報ファイル	区民部税務課

○ 業務委託

ファイル利用等 部課名	利用業務・委託内容		個人情報ファイル名
建築・開発担当部住宅課	高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、等住宅確保支援対象者の民間賃貸住宅物件への入居支援および生活相談業務	1	住まい確保支援事業申込者ファイル
福祉部生活福祉課	生活保護費等の金銭を適正に管理できずに生活に支障をきたしている者の金銭管理支援業務	2	金銭管理支援事業に関するファイル
福祉部生活福祉課	練馬区女性および母子地域生活支援事業	3	ひとり親・母子等への支援に関する業務ファイル
都市農業担当部都市農業課	練馬区果樹を活用した体験学習事業	4	果樹を活用した体験学習事業 参加者名簿
福祉部生活福祉課	ひとり親家庭向け学習支援事業(学習クーポン)	5	ひとり親家庭向け学習塾代等助成事業(クーポン方式)業務ファイル
こども家庭部子ども家庭支援センター	若者ケアラー・コーディネーター業務	6	ヤングケアラー支援業務ファイル
福祉部管理課	練馬区個別避難計画作成支援業務	7	避難行動要支援者名簿・個別避難計画ファイル
健康部健康推進課	母子保健オンライン相談業務	8	母子保健オンライン相談事業業務ファイル
地域文化部地域振興課	町会・自治会コンサルタント派遣事業	9	町会・自治会に関する業務ファイル
教育振興部学務課	豊溪小学校の水泳授業実施に伴う施設使用および水泳指導業務	10	名簿ファイル
環境部みどり推進課	(仮称)ねりまみどりフェスタ開催に伴う企画・運営等業務	11	緑化の推進に関する業務ファイル
土木部計画課	やくも公園内で活動している団体や地元住民等を対象としたワークショップ等の開催業務	12	やくも公園ワークショップイベント保険対象者名簿ファイル
環境部みどり推進課	ワークショップ開催に係るイベント保険の加入	13	ひろがる！こど森ワークショップ参加者情報ファイル
こども家庭部子ども家庭支援センター	社会的養護経験者への支援に関する実態把握業務	14	社会的養護経験者への支援に関する実態把握業務ファイル

令和6年度における個人情報保護法の施行 の状況について(地方公共団体の機関) 抜粋版

目次

・ 個人情報ファイルの保有状況	1 ページ
・ 個人情報ファイルの目的外利用・提供の状況	2 ページ
・ 行政機関等匿名加工情報の提案の状況	3 ページ
・ 安全管理措置の対応状況	4 ページ

- ・ この資料で使用している表は、個人情報保護委員会が公表している「令和6年度における個人情報保護法の施行の状況について（地方公共団体の機関）」行政機関別内訳表のうち、東京都および23区の部分を抜粋して作成している。
- ・ 区の令和6年度運用状況とは集計方法が異なるため、件数等は一致しない。
- ・ 個人情報保護委員会公表資料の全文は、個人情報保護委員会Webサイトの下記ページに掲載されている。

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/resarch/detail/#report_r6

●個人情報ファイル※1の保有状況

団体名	個人情報ファイル数		特定個人情報ファイル数		業務委託等を実施した個人情報ファイル数		
		要配慮を含む		要配慮を含む		再委託を実施	委託先等が外国
東京都	914	220	81	24	434	94	1
千代田区	92	41	18	14	58	2	0
中央区	464	105	54	25	225	0	0
港区	83	69	22	21	25	4	0
新宿区	801	60	64	37	63	27	0
文京区	204	81	32	18	32	10	0
台東区	203	62	22	5	87	4	0
墨田区	302	110	50	31	90	15	0
江東区	342	131	80	42	114	29	0
品川区	330	88	59	15	188	18	0
目黒区	324	160	97	58	111	45	0
大田区	299	134	39	25	156	37	0
世田谷区	149	79	17	12	89	23	0
渋谷区	361	49	85	20	58	0	0
中野区	221	81	50	37	144	23	0
杉並区	147	56	22	20	82	20	0
豊島区	380	133	56	44	142	25	0
北区	246	30	42	12	21	0	0
荒川区	273	103	40	32	14	0	0
板橋区	305	95	38	29	161	40	1
練馬区	287	127	46	34	158	26	0
足立区	140	89	16	8	71	29	1
葛飾区	349	179	60	42	233	161	0
江戸川区	499	137	79	41	69	36	0

※1 保有個人情報を含む情報の集合体であって、必要な情報を検索することができるように体系的に構成したもの

※2 本人の人種や信条、障害や病歴等の取扱いに特に配慮を要する個人情報

※3 マイナンバーを含む個人情報ファイル

区によるファイル数の違いは影響の大きい順に以下の原因によると思われる。

- ①調査内容が難解であったことから、回答すべき数の解釈にばらつきが生じた可能性。
- ②ファイルの管理方法(職員がネットワーク経由でファイルを参照できるならファイルは1つあればよいが、そうでない場合は必要とする部署がそれぞれファイルを持つ必要がある)。
- ③人口規模(本人の数が1,000人以上のファイルのみが調査対象)

委託をほぼ実施していない区も一部あるが、多くの区では相当数の個人情報ファイルを委託事業者に取り扱わせている。

練馬区における

●要配慮個人情報※2を含む個人情報ファイルの例

- ・戸籍事務ファイル(DV関係、犯罪歴)
- ・健康診査等記録簿ファイル(健康記録、病歴)
- ・図書館利用登録者ファイル(信条)
- ・心身障害者福祉事務ファイル(障害)

●特定個人情報※3の例

- ・課税資料ファイル
- ・国民健康保険資格賦課ファイル
- ・心身障害者福祉事務ファイル
- ・子ども医療費助成ファイル

●個人情報ファイルの目的外利用・提供の状況

団体名	法令に基づく場合		法69条2項に基づく場合		
			法69条2項各号の別(複数該当あり)		
			2号 (内部利用)	3号 (外部提供)	4号 (公益等)
東京都	91	35	10	23	2
千代田区	17	21	17	9	2
中央区	166	47	25	22	0
港区	7	14	12	6	1
新宿区	1	16	16	0	0
文京区	31	24	16	5	3
台東区	23	35	27	18	3
墨田区	42	19	6	10	3
江東区	29	12	9	9	0
品川区	19	27	26	1	0
目黒区	42	58	46	12	0
大田区	16	12	4	6	2
世田谷区	29	15	10	9	0
渋谷区	37	14	6	8	3
中野区	37	38	29	16	0
杉並区	34	31	11	17	3
豊島区	21	16	8	9	0
北区	11	0	0	0	0
荒川区	49	52	34	8	10
板橋区	30	31	24	11	9
練馬区	35	30	19	15	1
足立区	13	19	16	10	0
葛飾区	43	41	32	9	0
江戸川区	42	69	65	3	1

いずれの都区においても、法令に基づく場合のほか、相当な理由または特別な理由(法69条2項各号※1)による目的外利用・提供を行っている。

練馬区における

●2号(内部利用)および3号(外部提供)の例

区民等の生活相談や自立支援は様々な機関が行っているが、関係機関が連携して情報を共有しながら支援を行うことで、効果的な支援を行う。

【関係業務】

ひとり親・母子等への支援業務、福祉資金貸付・償還事務、心身障害者援護事務、知的障害者指導事務、高齢者虐待防止および擁護者支援業務、包括的支援事業の実施等に関する業務、精神保健相談業務、スクールソーシャルワーク業務、要保護児童関連業務

●3号(外部提供)区以外への提供の例

- ・都が行う百歳訪問事業実施のため
- ・選挙人名簿の二重登録の調査に対して、回答を行うため。

●4号(公益等)の例

意思表示が困難な要介護者の介護情報等を施設入所手続きを行う親族等に提供する。

※1 法第69条2項各号の規定(第1号は本人同意に基づく利用・提供)

第2号 実施機関内部の利用・提供

第3号 他実施機関または他自治体への提供

第4号 行政機関以外への提供その他特別な理由による提供

●行政機関等匿名加工情報※1の提案※2の状況

団体名	行政機関等匿名加工情報の提案の状況							匿名加工 情報を含 むデー タース 等の数
	提案募集 の対象と なったファ イル数	提案の件数				審査が翌 年度に持 ち越しと なった 件数	審査結果 が不適合 となった 件数	
		審査結果が適合となった件数	契約締結 に至った 件数	契約締結 にまで至ら なかった 件数				
東京都	333	0	0	0	0	0	0	0
千代田区	0	0	0	0	0	0	0	0
中央区	0	0	0	0	0	0	0	0
港区	0	0	0	0	0	0	0	0
新宿区	0	0	0	0	0	0	0	0
文京区	0	0	0	0	0	0	0	0
台東区	0	0	0	0	0	0	0	0
墨田区	0	0	0	0	0	0	0	0
江東区	0	0	0	0	0	0	0	0
品川区	0	0	0	0	0	0	0	0
目黒区	0	0	0	0	0	0	0	0
大田区	0	0	0	0	0	0	0	0
世田谷区	0	0	0	0	0	0	0	0
渋谷区	0	0	0	0	0	0	0	0
中野区	0	0	0	0	0	0	0	0
杉並区	0	0	0	0	0	0	0	0
豊島区	0	0	0	0	0	0	0	0
北区	0	0	0	0	0	0	0	0
荒川区	0	0	0	0	0	0	0	0
板橋区	0	0	0	0	0	0	0	0
練馬区	0	0	0	0	0	0	0	0
足立区	0	0	0	0	0	0	0	0
葛飾区	0	0	0	0	0	0	0	0
江戸川区	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県および政令市は、行政機関等匿名加工情報利用に関する提案募集を行うことが義務化されている。その他の区市町村については当面の間提案募集は任意とされている。

提案募集を行う義務がある東京都において事業者等から提案を受けた実績は無し。
提案募集を行っている区は無し。

全国的には、提案募集の対象となった個人情報ファイル9,368ファイルに対し提案件数は30件、契約締結に至った件数は4件。
令和5年度に比べて提案件数は増加しているものの、契約締結にまで至らなかったまたは審査が翌年度に持ち越しとなったものが多く、ほぼ利用されていない。
【参考:令和5年度】
個人情報ファイル 9,458ファイル
提案件数 13件
契約締結 6件

※1 個人情報ファイルに記録された個人情報を特定の個人を識別することができないよう加工して作成した情報

※2 個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集する。

●安全管理措置の対応状況

練馬区では、すべての項目について「練馬区情報セキュリティポリシー」および「練馬区の実施機関等が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」により規定整備済み。

No	項目名	調査事項
1	責任の明確化	総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指定並びにこれらの者の任務に関する規定を定めていますか。
2	取扱状況の把握	保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況に係る記録(システムへのアクセスログの管理を除く。)に関する規定を定めていますか。
3	漏えい等事案の報告体制	保有個人情報の漏えい等の事実若しくは法や自組織内で整備されている保有個人情報の取扱いに係る規律に違反している事実又はこれらの事実の発生のおそれを認識した場合の、総括保護管理者への報告体制に関する規定を定めていますか。
4	正確性の確保	保有個人情報を正確かつ最新の内容に保つための方法(誤りの訂正を含むが、これに限らない。)に関する規定を定めていますか。
5	担当者向け研修の実施	保有個人情報の取扱いに従事する者(派遣労働者を含む。)に対する、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他の教育研修に関する規定を定めていますか。
6	システム管理者向け研修の実施	保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対する、保有個人情報の適切な管理のための情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する教育研修に関する規定を定めていますか。
7	保護管理者等向け研修の実施	保護管理者及び保護担当者に対する、課室等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修の定期的な実施に関する規定を定めていますか。
8	研修参加機会の確保	No.5から7までの研修につき、参加の機会を付与する等の必要な措置に関する規定を定めていますか。
9	外的環境の把握	保有個人情報が外国で取り扱われる場合に関する規定を定めていますか。
10	送付及び持出しの方法	保有個人情報が記載・記録された書類・媒体等の外部への送付又は持出しに関する規定を定めていますか。
11	削除及び廃棄	保有個人情報の削除又は保有個人情報が含まれる機器若しくは媒体の廃棄に関する規定を定めていますか。
12	端末の持出し・持込みの管理	保有個人情報を取り扱う職員による端末の外部への持出し又は外部からの持込みに関する規定を定めていますか。
13	紛失・盗難の防止	保有個人情報を取り扱う情報システム端末の紛失又は盗難等を防止するための措置に関する規定を定めていますか。

No1関係 責任者

総括保護管理者 総務部担当副区長

保護管理責任者 部長

保護管理者 課長

保護担当者 庶務担当係長

保護管理者が

指名する者

No3関係 報告体制

個人情報の漏えい等事案が発生した場合は、両副区長、情報政策課長、情報公開課長へ報告

総括保護管理者は、法68条に基づく報告義務がある事案の場合は、個人情報保護委員会へ報告を行う。

No10～13、15～24関係

練馬区情報セキュリティポリシーに基づく物理的および技術的対策の実施

●安全管理措置の対応状況

練馬区では、すべての項目について「練馬区情報セキュリティポリシー」および「練馬区の実施機関等が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」により規定整備済み。

No	項目名	調査事項
14	誤送信・誤送付、誤交付及びウェブサイト等への誤掲載の防止	保有個人情報に記載されている書類等の誤送信・誤送付、誤交付、ウェブサイト等への誤掲載を防止するための措置に関する規定を定めていますか。
15	情報システムへの接続制限	USBメモリや携帯電話等記録機能を有する電子媒体等の情報システム端末への接続を制限する措置に関する規定を定めていますか。
16	情報システム室等の管理	情報システム室等や保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設等における、入退の管理、部外者の立入時の手続、外部電磁記録媒体の持込み、利用又は持出し等に関する規定を定めていますか。
17	情報システム室等への侵入防止	情報システム室等について外部からの不正な侵入に備えた措置に関する規定を定めていますか。
18	情報システムの管理	保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について、その保管、複製、廃棄等に関する規定を定めていますか。
19	アクセス制限	情報システムを使用した保有個人情報を利用する事務について、アクセス権限を付与する職員の範囲や権限の内容に関する規定を定めていますか。
20	アクセスログの管理	保有個人情報を取り扱う情報システムに係る、アクセスログの取得、保管及び定期的な分析に関する規定を定めていますか。
21	認証機能の整備	保有個人情報を取り扱う情報システムへのアクセスに必要な認証方法につき、その管理に関する規定(例：パスワードによる認証を行っている場合にはパスワードの設定方法に関するルール)を定めていますか。
22	常時監視機能の整備	秘匿性や情報量等に照らし特に重要と判断される保有個人情報を取り扱う情報システムについて、アクセス状況を常時監視する機能の設定や当該設定の定期的な見直しを行う等の措置に関する規定を定めていますか。
23	不正アクセス対策	保有個人情報を取り扱う情報システムにつき、ファイアウォールの設定等、外部からの不正アクセスを防止するための対策に関する規定を定めていますか。
24	不正プログラム対策	不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のための対策に関する規定を定めていますか。
25	委託関係：委託先の選定	保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、委託先の選定方法や選定基準に関する規定を定めていますか。

No10～13、15～24関係
練馬区情報セキュリティポリシーに基づく物理的および技術的対策の実施

No14関係 誤送付等の防止
個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員および教職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

No25～27、29関係 委託
個人情報の取り扱いの委託を行うにあたっては、「情報の保護および管理に関する特記事項」を遵守することを契約条件に含めている。

【特記事項の主な内容】

- ・セキュリティ対策の実施
- ・責任者の選定および従事者名簿の提出
- ・教育の実施
- ・目的外利用・提供の禁止
- ・無断再委託の禁止
- ・契約終了後の返却または破棄

●安全管理措置の対応状況

練馬区では、すべての項目について「練馬区情報セキュリティポリシー」および「練馬区の実施機関等が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」により規定整備済み。

No	項目名	調査事項
26	委託関係：書面による確認	保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、委託契約で定めるべき内容や委託先から取得すべき書類等に関する規定を定めていますか。
27	委託関係：取扱状況の確認	保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、その取扱状況を年1回以上の実地検査により確認する等、取扱状況の実態を職員が確認することに関する規定を定めていますか。
28	委託関係：委託事項の決定方法	保有個人情報の取扱いに係る外部への委託について、委託の要否の判断や委託先に取り扱わせる保有個人情報の範囲等に関する定めはありますか。
29	委託関係：再委託の手続	保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、再委託を行う場合の制限に関する規定を定めていますか。

No28関係 委託の要否の判断
新規案件は要情報公開課協議。
情報公開課は、旧条例時の審議会による審議の蓄積を法に当てはめなおして作成したガイドラインに基づき要否を判断。
ガイドラインに該当がない案件の場合は、総括保護管理者を長とする個人情報保護運営委員会で審議する。